

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：食料産業局食品製造課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<p>&lt;品名&gt; とうもろこし（その他のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーンフレーク</li> <li>・ コーングリッツ等用</li> </ul> <p>&lt;制度名&gt; 関税割当制度</p>								
改正要望の内容		<p>○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項</p> <p>○ 具体的な内容 「令和3年3月31日まで」とされているものを1年間延長する。</p>								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1005.90	092	とうもろこし（その他のもの） コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	50% 又は12円/kgのうちのいちい	無税		50% 又は12円/kgのうちのいちい	無税		50%又は12円/kgのうちのいちい いずれか高い税率	
	096	とうもろこし（その他のもの） その他のもの（コーングリッツ等用）	3% か高い税率	× 無税		3% か高い税率	× 無税			
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>○施行期日 令和3年4月1日</p> <p>○適用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p>								
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>コーンフレーク、グリッツ等の原料となるととうもろこしは国内で生産されておらず、海外からの輸入に依存している。</p> <p>国内で生産されたコーンフレーク、グリッツ等は、輸入製品と競合するため、輸入原料とうもろこしの調達コストの低減が必要である一方、輸入原料とうもろこしがコーンスターチ用へ流用されないことが必要である。</p> <p>このため、関税割当制度により、一定数量の範囲内で低税率とすることで、需要者に対する低廉な原料の供給が確保されるとともに、用途を制限することによりコーンスターチ用への流用を阻止し、国内いもでん粉の生産者を保護する措置をとっている。</p>								

	<p><b>② 問題点</b></p> <p>本制度は関税暫定措置法により「令和3年3月31日まで」とされているため、適用期間の1年延長がなされなければ、二次税率（協定税率）による輸入となり、輸入とうもろこしを使用している各種製品の価格が上昇し、製品輸入の増加や産業の空洞化の拡大等のおそれがある。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>輸入とうもろこしを使用したコーンフレーク、グリッツ等の製品の製造者の原料コスト低減のため、一定数量の範囲内で低税率を適用することにより需要者に対して安価な原料の供給を確保する一方、国内で製造されるコーンスターチ用への流用を阻止することにより、でん粉需給の安定を図り、国内産でん粉用いも生産者を保護する必要があり、そのためには、本制度の延長が必要である。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>本品目については、需要者が原料コストの低減措置を受けなくても安定的に原料を確保することができ、併せて輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぐ必要性が無くなるまで、本制度を維持する必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>改正により、輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぎつつ、需要者に対する安価な原料の供給確保が期待される。</p> <p>効果を判断するための定量的指標として、以下の2つが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーンフレーク等用とうもろこしの輸入に関税割当の一次税率が適用された場合の減税額</li> <li>・コーンフレーク等用とうもろこしの政令枠消化率の推移</li> </ul> <p>[平成31年度（令和元年度）における減税額（試算値）]</p> <p>（コーンフレーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：56,500 トン、CIF 価格：26.0 円/kg 輸入金額：56,500 トン×26.0 円=1,469 百万円</li> <li>・ 減税額：1,469 百万円×（50%－0%）=735 百万円</li> <li>・ 関税割当てを受けた者の人数：3 社</li> </ul> <p>（コーングリッツ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：74,750 トン、CIF 価格：30.5 円/kg 輸入金額：74,750 トン×30.5 円=2,280 百万円</li> <li>・ 減税額：2,280 百万円×（50%－3%）=1072 百万円</li> <li>・ 関税割当てを受けた者の人数：5 社</li> </ul> <p>（その他菓子）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：6,318 トン、CIF 価格：30.5 円/kg 輸入金額：6,318 トン×30.5 円=193 百万円</li> <li>・ 減税額：193 百万円×（50%－3%）=91 百万円</li> </ul>

・ 関税割当てを受けた者の人数：5社

(注) 輸入実績は食品製造課調べ

[コーンフレーク等用とうもろこしの政令枠消化率の推移]

区分 年度		コーンフレーク用	コーングリッツ等用	その他菓子用
		政令枠(t)	58,800	107,100
平 28	輸入量(t)	52,500	91,122	7,619
	消化率(%)	89	85	80
	政令枠(t)	47,900	96,100	8,400
29	輸入量(t)	45,100	88,038	7,628
	消化率(%)	94	92	91
	政令枠(t)	63,700	87,100	8,200
30	輸入量(t)	62,600	72,185	6,552
	消化率(%)	98	83	80
	政令枠(t)	62,400	75,500	7,600
31	輸入量(t)	56,500	74,750	6,318
	消化率(%)	91	99	83

(注) 政令数量が年一本化した平成 28 年度からの数値を記載

輸入量は食品製造課調べ

**② 改正によって生じうる影響**

特になし。

**③ 改正の妥当性**

本件の改正により、輸入とうもろこしのコーンスターチ製造への流用を防ぎつつ、需要者に対する安価な原料の供給確保が期待されることから、改正を行うことが社会的に望ましい。

政策評価・関連措置

**① 本要望に関連する政策評価**

—

**② 当該政策評価の結果と改正の関係**

—

**③ 政府方針と改正の関係**

でん粉原料用いも及びこれらから生産される国産いもでん粉は、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。このため、関税割当制度や特別緊急関税制度により、安価な輸入品が無制限に国内に流入するのを防ぐとともに、輸入品については一定数量の範囲内で低税率（又は無税）を適用することで、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保している。

	<p>これにより、でん粉原料用いも及びいもでん粉産業を保護し、地域経済を支えるとともに、食料自給率の確保にも資するものである。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	昭和 40 年度から、配合飼料用（免税）以外の輸入とうもろこしについて、関税割当制度（一次税率：10%）が導入され、特定物品製造用（コーンフレーク用とエチルアルコール用又は蒸留酒用）のとうもろこしについては、昭和 50 年度から一次税率が無税に、その他用（コーングリッツ等用、菓子用、粒飼用）とうもろこしについては、平成 13 年度から一次税率が 3%に引き下げられ、それ以降、現在まで本制度が延長されている。
措置による効果	「改正による効果」と同じ。